

梶原商工会議所
 広報誌「梶原ビジネスプレス（かしはら商工ニュース）」

チラシ同封サービス利用同意書・申込書

当社（団体）は、梶原商工会議所 広報誌「梶原ビジネスプレス（かしはら商工ニュース）」 チラシ同封サービス」運用規定（裏面）に同意し、チラシ見本を添えて下記の通り申し込みます。

申込年月日		年 月 日		
申 込 者	事業所名			
	所在地	(〒 -)		
	代表者名	⑩	ご担当者名	
	TEL		FAX	

利用料金（1 回分・税込）				同封希望月											
1 回	☐ B 5 ・ A 4	2 2 , 0 0 0 円		年 月号											
	☐ B 4 ・ A 3	4 4 , 0 0 0 円													
継続利用	3 ヶ月 (最終月割引率 15%)	☐ B 5 ・ A 4	6 2 , 7 0 0 円		年 月号) 年 月号										
		☐ B 4 ・ A 3	1 2 5 , 4 0 0 円												
	6 ヶ月 (最終月割引率 40%)	☐ B 5 ・ A 4	1 2 3 , 2 0 0 円												
		☐ B 4 ・ A 3	2 4 6 , 4 0 0 円												
	12 ヶ月 (最終月割引率 100%)	☐ B 5 ・ A 4	2 4 2 , 0 0 0 円												
		☐ B 4 ・ A 3	4 8 4 , 0 0 0 円												
複数利用 ※種類・サイズの 限定はありません	<table> <tr> <td>サイズ</td> <td>B 5</td> <td>A 4</td> <td>B 4</td> <td>A 3</td> </tr> <tr> <td>枚数</td> <td>枚</td> <td>枚</td> <td>枚</td> <td>枚</td> </tr> </table>				サイズ	B 5	A 4	B 4	A 3	枚数	枚	枚	枚	枚	年 月号
	サイズ	B 5	A 4	B 4	A 3										
	枚数	枚	枚	枚	枚										
※割引率 25%															
(例) A 4 サイズ 2 枚同封の場合：33,000 円 (22,000×2 枚)×(1-0.25)=33,000															

商工会議所使用欄

受付日 年 月 日

専 務 理 事	理 事 ・ 局 長	総 務 課 長	課 長 補 佐	担 当

★榎原商工会議所 広報誌「榎原ビジネスプレス（かしはら商工ニュース）」

チラシ同封サービス運用規程

1. このサービスは、榎原商工会議所会員企業の発展に資することを目的とする。
よって、榎原商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。ただし、官公庁または公的団体はこの限りではないが、その都度判断する。
2. このサービスは榎原商工会議所広報誌に会員企業の販売促進のための書類等を同封するのみであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではない。
なお、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 本事業の申込者は榎原商工会議所会員事業所のみとし代理での申込は受付ない。
 - 2) チラシ内容は会員事業所の主催事業、製品・サービス等の案内であること。
 - 3) チラシには会員事業所名および連絡先を明確に記載すること。
 - 4) 公序良俗に反しないこと。
 - 5) 関係法規を違反しないこと。
 - 6) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 7) 政治宣伝、宗教、風俗営業および消費者金融に関する内容でないこと。
 - 8) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
3. チラシ内容について事前に精査させていただき、適切でない表現があった場合は訂正する場合がある。
4. 前条2及び3に反する、あるいはその他の理由により、当所が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。（当所の判断でお断りする場合、その理由を明示する義務は負わない。）なお、サービス実施予定月において、やむを得ない事情が生じた場合当該実施月を繰延べることがある。
5. 書類が同封される榎原商工会議所広報誌「榎原ビジネスプレス（かしはら商工ニュース）」は、毎月1日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の内容によっては申込みを受けかねる場合がある。
6. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
7. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、榎原商工会議所は一切の責任を負わない。
8. チラシ同封料金については、裏面に定める料金体系とし、当該書類を同封した広報誌発刊後、榎原商工会議所が送付する請求書にしたがい、速やかに納入すること。ただし、厚さ・重量によっては別途打ち合わせにより別料金をいただく場合がある。
9. 榎原商工会議所会報誌に同封する書類は、原則として、B5、A4、B4、A3判で20g以内のチラシとし、B4・A3判の場合は、会員事業所各自で当該書類をA4の大きさに折りたたんだ状態で納品すること。
10. 広報誌に同封した書類を、同封月の1か月間：1日～月末まで（1日・月末が休日の場合は翌営業日）、当商工会議所の「チラシ同封サービスご利用事業所限定 PR ラック」に設置する。残数の加減で当所から連絡があった場合、同書類を追加で設置可能とするが、設置対応は事業所が行うものとする。
11. 榎原商工会議所会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数（約1,850部：随時確認のこと）用意し、発行月の前月20日までに榎原商工会議所が指定する場所に納品する。その際、残部は原則として返却しない。
また、ご利用事業所定PRラックに設置する分として20枚は別で梱包して納品すること。
12. 継続利用割引と複数枚同封割引は、榎原商工会議所会員のみのサービスであり、継続利用割引を利用する場合は下記条件を遵守するものとする。
 - 1) 申込者は会員事業所であること。
 - 2) 継続利用とは連続した月の利用に限る。
 - 3) チラシの種類は同一でなくても構わないが、変更の場合は同封月の前月5日までに同封するチラシを提出すること。
 - 4) 利用料は一括で入金すること。
 - 5) 請求書に記載の入金日までに入金が確認できない場合、2回目以降の同封は行わない。
同封は入金が確認でき次第再開するが、これに伴う期間の延長は行わない。
 - 6) 利用者都合により、やむを得ず途中で折込を止めた場合、もしくは折込をしない月があった場合には返金しない。
 - 7) チラシの預かりは行わないため、発行月の前月1日～20日の間に当所まで納品すること。
 - 8) 継続利用割引と複数枚同封割引は同時に利用することはできない。
13. この運用規約に同意した場合、裏面申込書に記入・押印し、発行月の前月5日まで（継続利用の場合は同封開始月の前月5日まで）に、折込印刷物のサンプルとともに榎原商工会議所チラシ同封へ提出すること。